

広報 かがたひがし

Katahigashi Public Relations

■編集発行／潟東村役場総務課

TEL (0256)86-3111

ホームページアドレス

<http://www.vill.katahigashi.niigata.jp/>

メールアドレス

kikaku@vill.katahigashi.niigata.jp

政令指定都市区割り特集号

ゆう学館	86-2311	保健福祉センター	86-3729
村民体育館	86-3115	消防署	86-2424

新・新潟市 ～政令指定都市へ向けて～

区割りについて二次意見を募集します

【募集期間は2月25日(金)まで】

潟東村は平成17年3月21日に新潟市と合併し、合併後の新・新潟市は、平成19年4月1日を目標に政令指定都市移行を目指します。政令指定都市になると、区(行政区)を設けることになっています(地方自治法第252条の20第1項)。この行政区の区割りは、合併後に設置される行政区画審議会(仮称)の審議・答申を受け、新潟市議会での行政区設置条例の議決を経て決定します。

昨年の9月から10月にかけて、区割りについて第一次意見を募集しました(平成16年9月10日発行「広報かがたひがしお知らせ版政令指定都市区割り特集」参照)。今回は、第一次募集で提示した区割りパターン(A案、B案、C案)を基本として、第一次意見募集で出された意見の傾向をふまえ、新たに2つのパターンを加え、5つの区割りパターンを作成しました。

大きな変更点は、

- ① 新潟市と巻町の法定合併協議会が設置されたことから、巻町を含む区割りパターンとしたこと。
- ② 新潟市内の小学校の通学区域を区割り線が通らないパターンとしたこと。

の2点です。

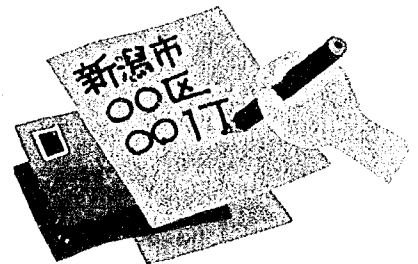
区割りは、政令指定都市移行後のまちづくりを行う上で重要となります。皆さんから5つの区割りパターンをご覧いただき、多くの方から意見をいただきたいと思えます。お考えの際の参考に、閲覧用の資料を役場総務課窓口にて備えましたので、こちらをご利用ください。また新潟市のホームページ(<http://www.city.niigata.niigata.jp>)からも資料をご覧いただけます。意見応募の際は、折込の意見応募用紙をお使いください。

なお、ここにお示した区割りパターンは、皆さんの意見をお出しいただく際の参考として提示する「たたき台」です。いずれかを選択していただくものではありません。

お寄せいただいた意見は公表し、第一次募集で寄せられた意見とともにすべて行政区画審議会へ審議の参考として提出します。

☆意見の提出先☆ (下記のいずれかの方法で提出願います。)

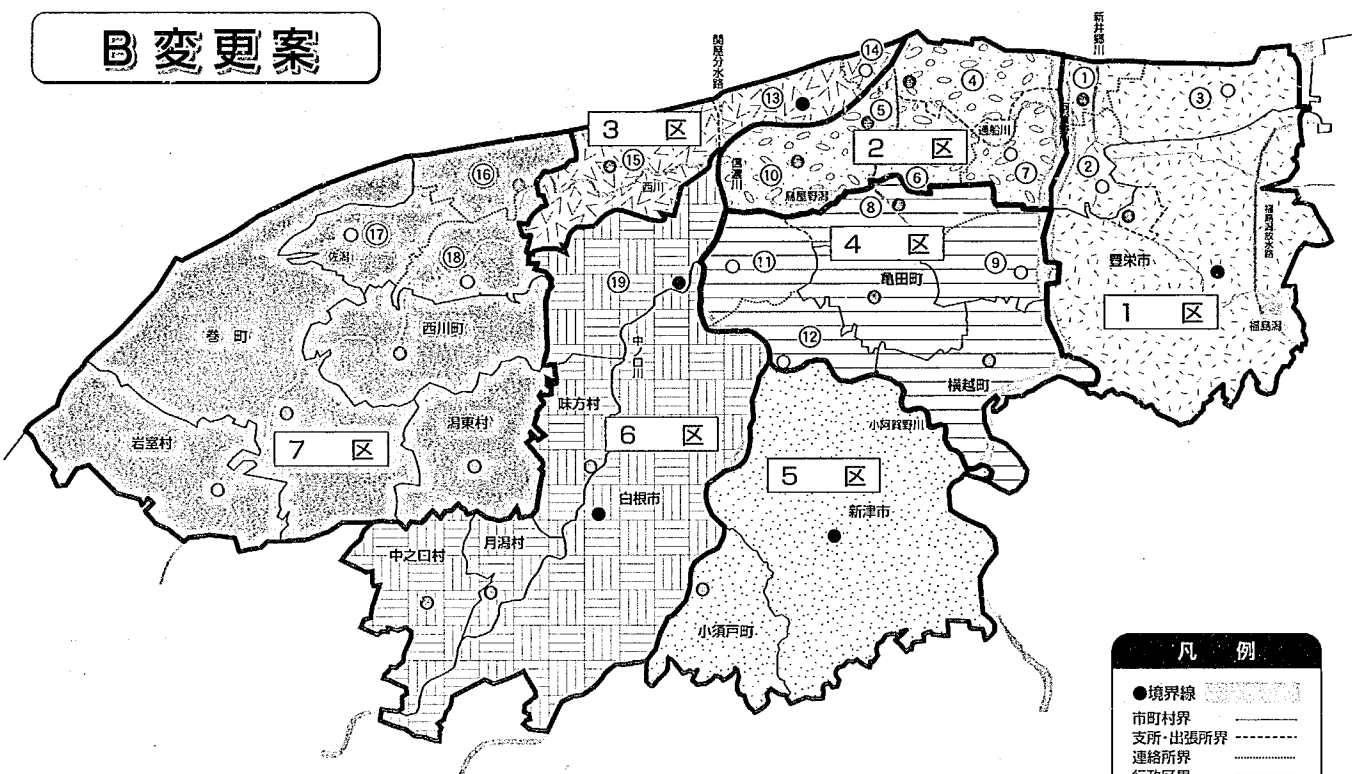
- 潟東村役場総務課窓口持参
- 郵便 〒959-0592 潟東村役場総務課 (住所不要)
- FAX 0256-86-3109
- 電子メール kikaku@vill.katahigashi.niigata.jp



☆お問い合わせ☆

新潟地域合併連絡会議 分権研究部会
潟東村事務局／潟東村役場総務課 ☎0256-86-3111(代)

B 変更案



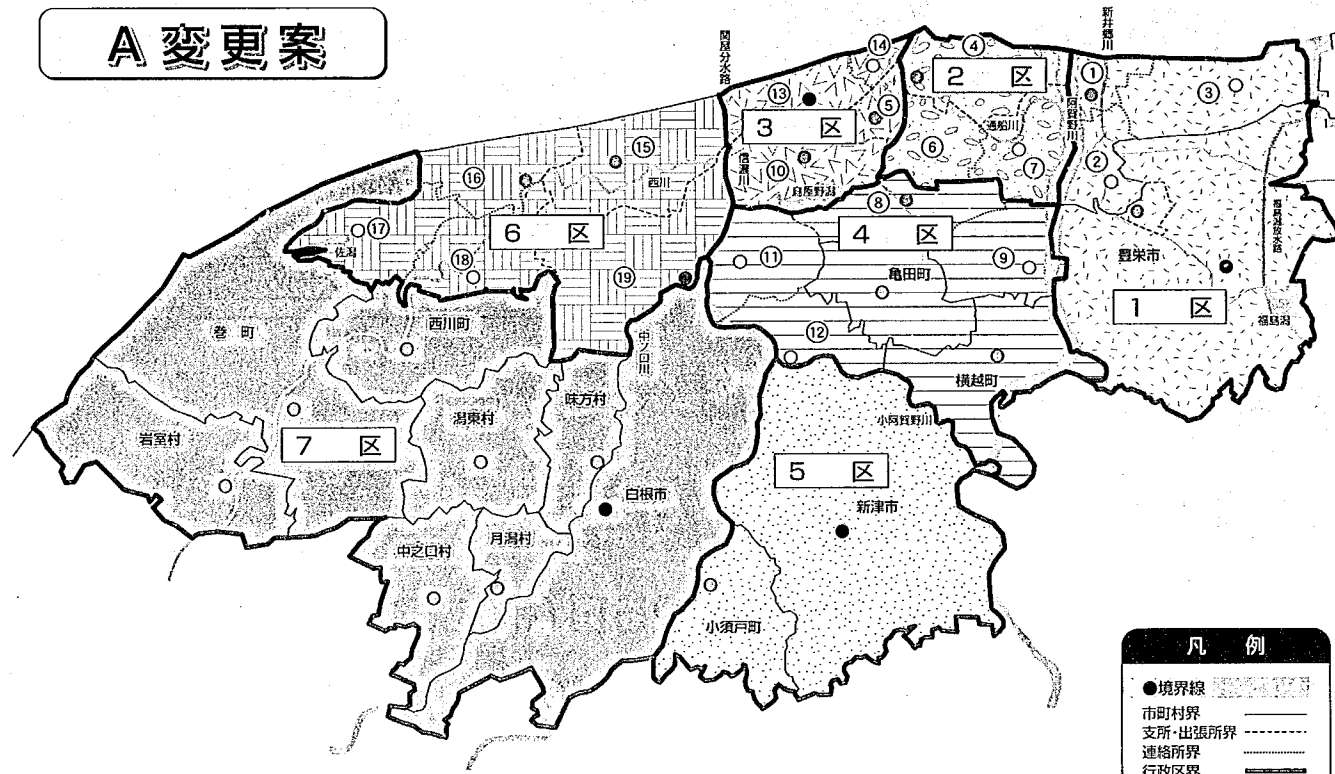
新 潟 市	
① 北地区事務所所管区域(松浜地区)	⑪ 南地区事務所所管区域(曾野木地区)
② 北地区事務所所管区域(濁川地区)	⑫ 南地区事務所所管区域(両川地区)
③ 北地区事務所所管区域(南浜地区)	⑬ 中央地区(本庁・関屋地区)
④ 中地区事務所所管区域	⑭ 中央地区(入舟地区)
⑤ 東地区事務所所管区域(沼垂地区)	⑮ 坂井輪地区事務所所管区域
⑥ 東地区事務所所管区域(木戸地区)	⑯ 西地区事務所所管区域(内野地区)
⑦ 東地区事務所所管区域(大形地区)	⑰ 西地区事務所所管区域(赤塚地区)
⑧ 石山地区事務所所管区域(石山地区)	⑱ 西地区事務所所管区域(中野小屋地区)
⑨ 石山地区事務所所管区域(大江山地区)	⑲ 黒埼支所所管区域
⑩ 南地区事務所所管区域(鳥屋野地区)	

区	対象区域	人口	面積
1区	新潟市北地区事務所所管区域①②③、豊栄市	77,858 人	107.85 km ²
2区	新潟市中地区事務所所管区域④、東地区事務所所管区域の一部⑤⑥⑦(沼垂地区、木戸地区の一部、大形地区)、南地区事務所所管区域の一部⑩(鳥屋野地区、曾野木地区の一部)	193,296 人	52.89 km ²
3区	新潟市中央地区⑬⑭、坂井輪地区事務所所管区域⑮、西地区事務所所管区域の一部(内野地区の一部)	161,661 人	32.62 km ²
4区	新潟市東地区事務所所管区域の一部(木戸地区の一部)、石山地区事務所所管区域⑧⑨、南地区事務所所管区域の一部⑪⑫(曾野木地区の一部、両川地区)、横越町、亀田町	123,614 人	89.55 km ²
5区	新津市、小須戸町	76,314 人	95.19 km ²
6区	新潟市黒埼支所所管区域⑲、白根市、味方村、月潟村、中之口村	81,024 人	146.67 km ²
7区	新潟市西地区事務所所管区域の一部⑯⑰⑱(内野地区の一部、赤塚地区、中野小屋地区)、岩室村、西川町、渦東村、巻町	95,202 人	201.32 km ²
計		808,969 人	726.09 km ²

☆ 変更点 ☆

- 一次意見募集時のB案を基本に巻町を含む区割りパターンとしました。
- 2区、4区において、新潟市東地区事務所所管区域の分割は、江南小学校通学区域を境界とし、江南小学校通学区域は、4区としました。
- 2区、4区において、新潟市南地区事務所所管区域の分割は、鳥屋野地区、曾野木地区の境を境界としましたが、一部区域(高美町、中部処理場)は、2区としました。
- 3区、7区において、新潟市西地区事務所所管区域の分割は、五十嵐小学校通学区域を境界とし、五十嵐小学校通学区域は、3区としました。

A 変更案



新 潟 市	
① 北地区事務所所管区域(松浜地区)	⑪ 南地区事務所所管区域(曾野木地区)
② 北地区事務所所管区域(濁川地区)	⑫ 南地区事務所所管区域(両川地区)
③ 北地区事務所所管区域(南浜地区)	⑬ 中央地区(本庁・関屋地区)
④ 中地区事務所所管区域	⑭ 中央地区(入舟地区)
⑤ 東地区事務所所管区域(沼垂地区)	⑮ 坂井輪地区事務所所管区域
⑥ 東地区事務所所管区域(木戸地区)	⑯ 西地区事務所所管区域(内野地区)
⑦ 東地区事務所所管区域(大形地区)	⑰ 西地区事務所所管区域(赤塚地区)
⑧ 石山地区事務所所管区域(石山地区)	⑱ 西地区事務所所管区域(中野小屋地区)
⑨ 石山地区事務所所管区域(大江山地区)	⑲ 黒埼支所所管区域
⑩ 南地区事務所所管区域(鳥屋野地区)	

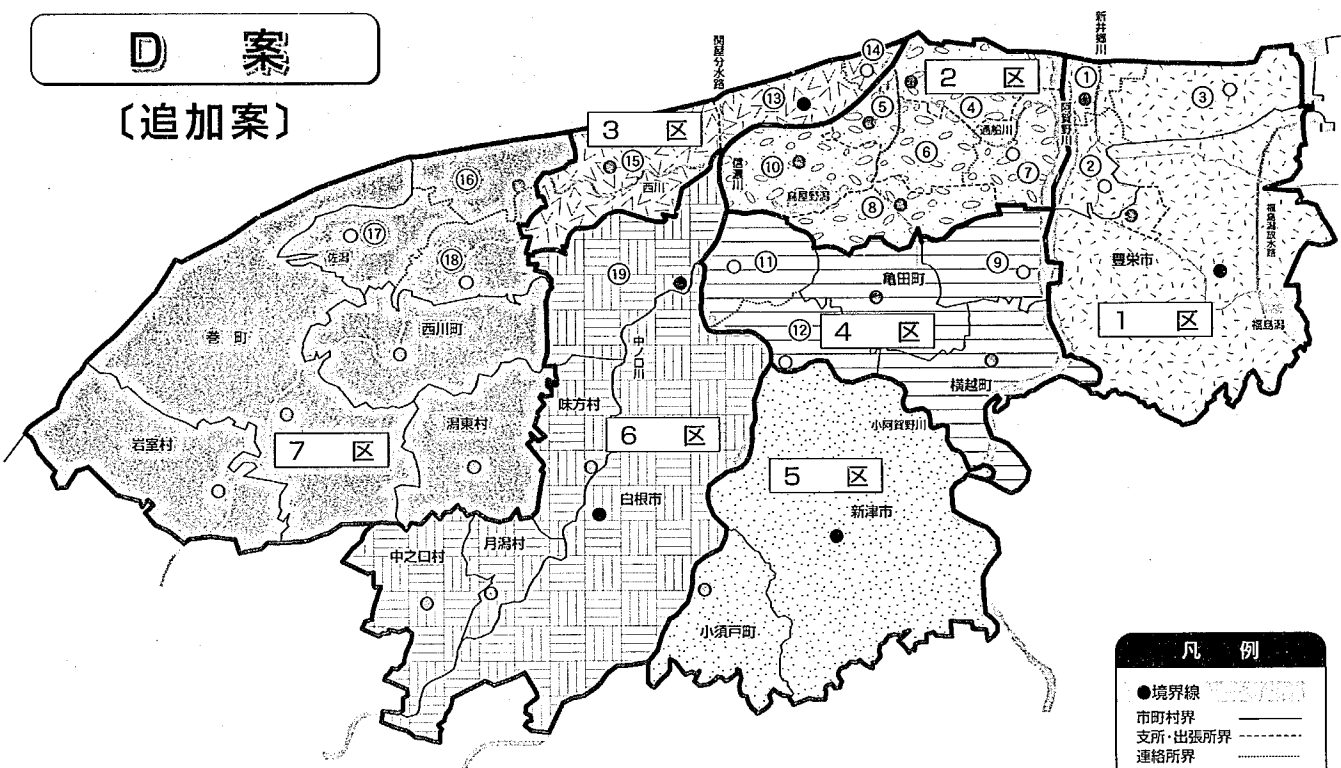
区	対象区域	人口	面積
1区	新潟市北地区事務所所管区域①②③、豊栄市	77,858 人	107.85 km ²
2区	新潟市中地区事務所所管区域④、東地区事務所所管区域の一部⑥⑦(木戸地区の一部、大形地区)	97,801 人	34.61 km ²
3区	新潟市東地区事務所所管区域の一部⑤(沼垂地区、木戸地区の一部)、南地区事務所所管区域の一部⑩(鳥屋野地区、曾野木地区の一部)、中央地区の一部⑬⑭(本庁・関屋地区の一部、入舟地区)	161,733 人	28.28 km ²
4区	新潟市東地区事務所所管区域の一部(木戸地区の一部)、石山地区事務所所管区域⑧、南地区事務所所管区域の一部⑪⑫(曾野木地区の一部、両川地区)、横越町、亀田町	123,614 人	89.55 km ²
5区	新津市、小須戸町	76,314 人	95.19 km ²
6区	新潟市中央地区の一部(本庁・関屋地区の一部)、坂井輪地区事務所所管区域⑮、西地区事務所所管区域⑯⑰⑱、黒埼支所所管区域⑲	158,171 人	88.94 km ²
7区	白根市、岩室村、西川町、味方村、渦東村、月潟村、中之口村、巻町	113,478 人	281.67 km ²
計		808,969 人	726.09 km ²

☆ 変更点 ☆

- 一時意見募集時のA案を基本に巻町を含む区割りパターンとしました。
- 2区、3区において、新潟市東地区事務所所管区域の分割は、沼垂小学校通学区域の境界である栗ノ木川、臨港貨物線などを境界とし、沼垂小学校通学区域は、3区としました。
- 2区、4区において、新潟市東地区事務所所管区域の分割は、江南小学校通学区域を境界とし、江南小学校通学区域は、4区としました。
- 3区、4区において、新潟市南地区事務所所管区域の分割は、鳥屋野地区、曾野木地区の境を境界としましたが、一部区域(高美町、中部処理場)は、3区としました。
- 3区、6区において、新潟市中央地区の分割は、青山小学校通学区域の境界である関屋分水路を境界とし、青山小学校通学区域は、6区としました。

D 案

(追加案)



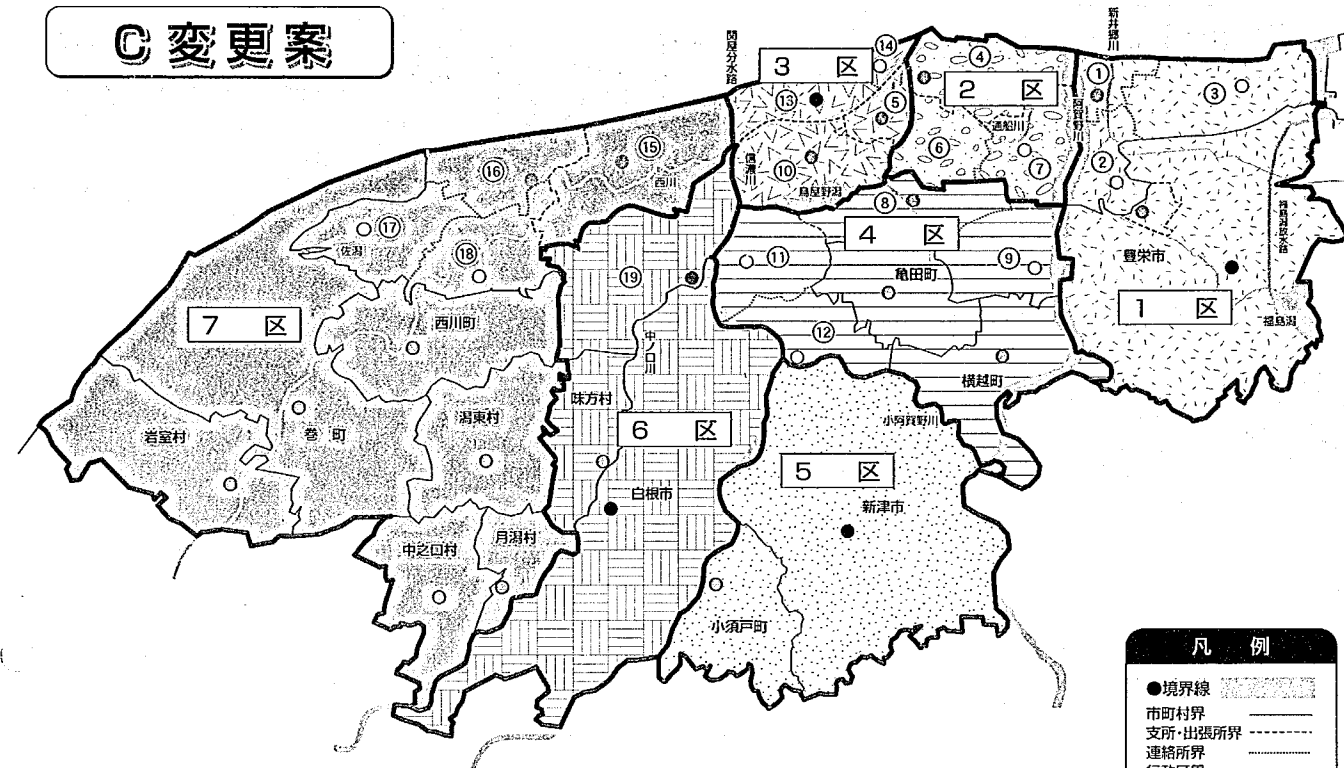
新 潟 市	
① 北地区事務所所管区域(松浜地区)	⑪ 南地区事務所所管区域(曾野木地区)
② 北地区事務所所管区域(濁川地区)	⑫ 南地区事務所所管区域(両川地区)
③ 北地区事務所所管区域(南浜地区)	⑬ 中央地区(本庁・関屋地区)
④ 中地区事務所所管区域	⑭ 中央地区(入舟地区)
⑤ 東地区事務所所管区域(沼垂地区)	⑮ 坂井輪地区事務所所管区域
⑥ 東地区事務所所管区域(木戸地区)	⑯ 西地区事務所所管区域(内野地区)
⑦ 東地区事務所所管区域(大形地区)	⑰ 西地区事務所所管区域(赤塚地区)
⑧ 石山地区事務所所管区域(石山地区)	⑱ 西地区事務所所管区域(中野小屋地区)
⑨ 石山地区事務所所管区域(大江山地区)	⑲ 黒埼支所所管区域
⑩ 南地区事務所所管区域(鳥屋野地区)	

区	対象区域	人口	面積
1区	新潟市北地区事務所所管区域①②③、豊栄市	77,858 人	107.85 km ²
2区	新潟市中地区事務所所管区域④、東地区事務所所管区域⑤⑥⑦、石山地区事務所所管区域の一部⑧(石山地区)、南地区事務所所管区域の一部⑩(鳥屋野地区、曾野木地区の一部)	251,177 人	63.40 km ²
3区	新潟市中央地区⑬⑭、坂井輪地区事務所所管区域⑮、西地区事務所所管区域の一部(内野地区の一部)	161,661 人	32.62 km ²
4区	新潟市石山地区事務所所管区域の一部⑧(大江山地区)、南地区事務所所管区域の一部⑩⑫(曾野木地区の一部、両川地区)、横越町、亀田町	65,733 人	79.04 km ²
5区	新津市、小須戸町	76,314 人	95.19 km ²
6区	新潟市黒埼支所所管区域⑲、白根市、味方村、月潟村、中之口村	81,024 人	146.67 km ²
7区	新潟市西地区事務所所管区域の一部⑯⑰⑱(内野地区の一部、赤塚地区、中野小屋地区)、岩室村、西川町、湯東村、巻町	95,202 人	201.32 km ²
計		808,969 人	726.09 km ²

☆ 説明 ☆

- 一次意見募集時のB案を基本として、4区のうち新潟市石山地区を2区とし、横越町・亀田町は4区とするパターンを新たに作成しました。
- 2区、4区において、新潟市南地区事務所所管区域の分割は、鳥屋野地区、曾野木地区の境を境界としますが、一部区域(高美町、中部処理場)は、2区としました。
- 3区、7区において、新潟市西地区事務所所管区域の分割は、五十嵐小学校通学区域を境界とし、五十嵐小学校通学区域は、3区としました。

C 変更案



新 潟 市	
① 北地区事務所所管区域(松浜地区)	⑪ 南地区事務所所管区域(曾野木地区)
② 北地区事務所所管区域(濁川地区)	⑫ 南地区事務所所管区域(両川地区)
③ 北地区事務所所管区域(南浜地区)	⑬ 中央地区(本庁・関屋地区)
④ 中地区事務所所管区域	⑭ 中央地区(入舟地区)
⑤ 東地区事務所所管区域(沼垂地区)	⑮ 坂井輪地区事務所所管区域
⑥ 東地区事務所所管区域(木戸地区)	⑯ 西地区事務所所管区域(内野地区)
⑦ 東地区事務所所管区域(大形地区)	⑰ 西地区事務所所管区域(赤塚地区)
⑧ 石山地区事務所所管区域(石山地区)	⑱ 西地区事務所所管区域(中野小屋地区)
⑨ 石山地区事務所所管区域(大江山地区)	⑲ 黒埼支所所管区域
⑩ 南地区事務所所管区域(鳥屋野地区)	

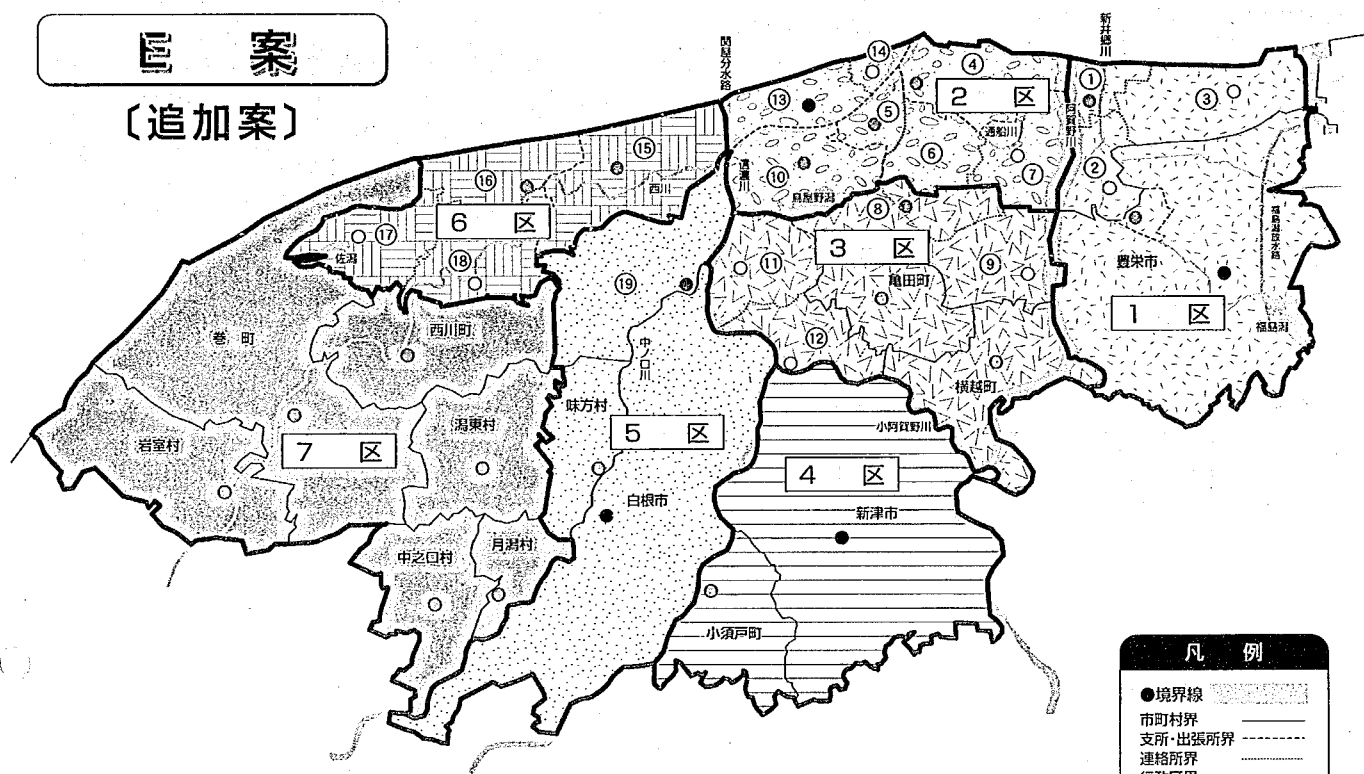
区	対象区域	人口	面積
1区	新潟市北地区事務所所管区域①②③、豊栄市	77,858 人	107.85 km ²
2区	新潟市中地区事務所所管区域④、東地区事務所所管区域の一部⑥⑦(木戸地区の一部、大形地区)	97,801 人	34.61 km ²
3区	新潟市東地区事務所所管区域の一部⑤(沼垂地区、木戸地区の一部)、南地区事務所所管区域の一部⑩(鳥屋野地区、曾野木地区の一部)、中央地区の一部⑬⑭(本庁・関屋地区の一部、入舟地区)	161,733 人	28.28 km ²
4区	新潟市東地区事務所所管区域の一部(木戸地区の一部)、石山地区事務所所管区域⑧⑨、南地区事務所所管区域の一部⑩⑫(曾野木地区の一部、両川地区)、横越町、亀田町	123,614 人	89.55 km ²
5区	新津市、小須戸町	76,314 人	95.19 km ²
6区	新潟市黒埼支所所管区域⑲、白根市、味方村	70,710 人	117.47 km ²
7区	新潟市中央地区の一部(本庁・関屋地区の一部)、坂井輪地区事務所所管区域⑮、西地区事務所所管区域⑯⑰⑱、岩室村、西川町、湯東村、月潟村、中之口村、巻町	200,939 人	253.14 km ²
計		808,969 人	726.09 km ²

☆ 変更点 ☆

- 一次意見募集時のC案を基本に巻町を含む区割りパターンとしました。
- 2区、3区において、新潟市東地区事務所所管区域の分割は、沼垂小学校通学区域の境界である栗ノ木川、臨港貨物線などを境界とし、沼垂小学校通学区域は、3区としました。
- 2区、4区において、新潟市東地区事務所所管区域の分割は、江南小学校通学区域を境界とし、江南小学校通学区域は、4区としました。
- 3区、4区において、新潟市南地区事務所所管区域の分割は、鳥屋野地区、曾野木地区の境を境界としましたが、一部区域(高美町、中部処理場)は、3区としました。
- 3区、7区において、新潟市中央地区の分割は、青山小学校通学区域の境界である関屋分水路を境界とし、青山小学校通学区域は、7区としました。

案

(追加案)



凡例

- 境界線
- 市町村界
- 支所・出張所界
- 連絡所界
- 行政区界
- 役所等
- 市役所
- 町村役場
- 支所
- 地区事務所
- 連絡所
- 河川・湖沼

新潟市	
① 北地区事務所所管区域(松浜地区)	⑪ 南地区事務所所管区域(曾野木地区)
② 北地区事務所所管区域(濁川地区)	⑫ 南地区事務所所管区域(両川地区)
③ 北地区事務所所管区域(南浜地区)	⑬ 中央地区(本庁・関屋地区)
④ 中地区事務所所管区域	⑭ 中央地区(入舟地区)
⑤ 東地区事務所所管区域(沼垂地区)	⑮ 坂井輪地区事務所所管区域
⑥ 東地区事務所所管区域(木戸地区)	⑯ 西地区事務所所管区域(内野地区)
⑦ 東地区事務所所管区域(大形地区)	⑰ 西地区事務所所管区域(赤塚地区)
⑧ 石山地区事務所所管区域(石山地区)	⑱ 西地区事務所所管区域(中野小屋地区)
⑨ 石山地区事務所所管区域(大江山地区)	⑲ 黒崎支所所管区域
⑩ 南地区事務所所管区域(鳥屋野地区)	

区	対象区域	人口	面積
1区	新潟市北地区事務所所管区域①②③、豊栄市	77,858 人	107.85 km ²
2区	新潟市中地区事務所所管区域④、東地区事務所所管区域の一部⑤⑥⑦(沼垂地区、木戸地区の一部、大形地区)、南地区事務所所管区域の一部⑩(鳥屋野地区、曾野木地区の一部)、中央地区の一部⑬⑭(本庁・関屋地区の一部、入舟地区)	259,534 人	62.89 km ²
3区	新潟市東地区事務所所管区域の一部(木戸地区の一部)、石山地区事務所所管区域⑧⑨、南地区事務所所管区域の一部⑪⑫(曾野木地区の一部、両川地区)、横越町、亀田町	123,614 人	89.55 km ²
4区	新津市、小須戸町	76,314 人	95.19 km ²
5区	新潟市黒崎支所所管区域⑲、白根市、味方村	70,710 人	117.47 km ²
6区	新潟市中央地区の一部(本庁・関屋地区の一部)、坂井輪地区事務所所管区域⑮、西地区事務所所管区域⑯⑰⑱	132,278 人	62.97 km ²
7区	岩室村、西川町、湯東村、月潟村、中之口村、巻町	68,661 人	190.17 km ²
計		808,969 人	726.09 km ²

☆ 説明 ☆

- 一次意見募集時のC案を基本として、白根市と生活圏が一体化していると見られる味方村を除いた西蒲原郡を1つの区とし、2区・3区を1つの区とするパターンを新たに作成しました。
- 2区、3区において、新潟市東地区事務所所管区域の分割は、江南小学校通学区域を境界とし、江南小学校通学区域は、3区としました。
- 2区、3区において、新潟市南地区事務所所管区域の分割は、鳥屋野地区、曾野木地区の境を境界としますが、一部区域(高美町、中部処理場)は、2区としました。
- 2区、6区において、新潟市中央地区の分割は、青山小学校通学区域の境界である関屋分水路を境界とし、青山小学校通学区域は、6区としました。